

改 正 後						改 正 前										
個⑥067-1 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【表面】						個⑥067-1 所得税額から控除される特別控除額に関する明細書【表面】										
所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書						所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書										
(平成24年分)						(平成23年分)										
氏名 _____						氏名 _____										
所 得 税 額 超 過 額 の 計 算																
本年税額控除可能額	①	(⑩のA)	円	所得税額から控除される特別控除額(①と②のうち少ない金額)	③	円	本年税額控除可能額	①	(⑩のA)	円	所得税額から控除される特別控除額(①と②のうち少ない金額)	③	円			
本年の事業所得に係る所得税額	②			所得税額超過額(①-③)	④		本年の事業所得に係る所得税額	②			所得税額超過額(①-③)	④				
所 得 税 額 超 過 構 成 額 の 明 細																
措法第10条の6 第1項各号の該当号	年 分			本年税額控除可能額	所得税額超過構成額		措法第10条の7 第1項各号の該当号	年 分			本年税額控除可能額	所得税額超過構成額				
	前年繰越分	平成 年分	⑤	総額	円			前年繰越分	平成 年分	⑤	総額	円				
			⑥	特別						⑥	特別					
		平成 年分	⑦	総額						⑦	総額					
			⑧	特別						⑧	特別					
		平成 年分	⑨	総額						⑨	総額					
			⑩	特別						⑩	特別					
		計	⑪	総額						⑪	総額					
			⑫	特別						⑫	特別					
	本年分	平成 年分	⑬	総額					本年分	⑬	総額					
			⑭	特別						⑭	特別					
第2号	前年繰越分	平成 年分	⑯					前年繰越分	平成 年分	⑯						
		平成 年分	⑯							⑯						
		平成 年分	⑯							⑯						
		計	⑯							⑯						
		本年分	⑯							⑯						
第3号	本年分			⑯				前年繰越分	平成 年分	⑯						
	前年繰越分			⑯					平成 年分	⑯						
	本年分			⑯					平成 年分	⑯						
	計			⑯					平成 年分	⑯						
第4号	本年分			⑯				本年分	平成 年分	⑯						
	前年繰越分			⑯					平成 年分	⑯						
	本年分			⑯					平成 年分	⑯						
第5号	前年繰越分			⑯				前年繰越分	平成 年分	⑯						
	本年分			⑯					平成 年分	⑯						
	計			⑯					平成 年分	⑯						
第6号	本年分			⑯				本年分	平成 年分	⑯						
	前年繰越分			⑯					平成 年分	⑯						
	計			⑯					平成 年分	⑯						
平成24年改正前の第6号	本年分			⑯				前年繰越分	平成 年分	⑯						
	前年繰越分			⑯					平成 年分	⑯						
	計			⑯					平成 年分	⑯						
平成23年12月改正前の第4号	本年分			⑯				本年分	平成 年分	⑯						
	前年繰越分			⑯					平成 年分	⑯						
	計			⑯					平成 年分	⑯						
平成23年12月改正前の第7号	本年分			⑯				前年繰越分	平成 年分	⑯						
	前年繰越分			⑯					平成 年分	⑯						
	計			⑯					平成 年分	⑯						
震災特例法第10条の2第3項若しくは第4項又は第10条の2の2第3項若しくは第4項	本年分			⑯				本年分	平成 年分	⑯						
	前年繰越分			⑯					平成 年分	⑯						
	計			⑯					平成 年分	⑯						
震災特例法第10条の3第1項又は第10条の3の2第1項	本年分			⑯				前年繰越分	平成 年分	⑯						
	本年分			⑯					平成 年分	⑯						
	合計			⑯					平成 年分	⑯						
(④の金額)						(④の金額)										

改 正 後	改 正 前
<p>個⑥067-1 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 6 に規定する所得税の額から控除される特別控除額の特例の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この控除は、事業を廃止した年分については受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「第 1 号」欄の「総額」には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」には特別試験研究費に係るものを記載します。</p> <p>(2) 「所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「所得税額超過額④」の金額が控除可能期間（措法第 10 条の 6 第 1 項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。</p> <p>(3) 「本年控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。</p> <p>⑬ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑨欄の金額</p> <p>⑭ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額</p> <p>⑮ 「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑪欄の金額</p> <p>⑯ 「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額</p> <p>⑰ 「試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」⑬欄の金額</p> <p>⑱ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額</p> <p>⑲ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額</p> <p>⑳ 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑯欄の金額</p> <p>㉑ 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額</p> <p>㉒ 「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額</p> <p>㉓ 「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑲欄の金額</p> <p>㉔ 「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑳欄の金額</p> <p>㉕ 「エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉑欄の金額</p> <p>㉖ 「エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額</p> <p>㉗ 「エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉓欄の金額</p> <p>㉘ 「事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉔欄の金額</p> <p>㉙ 「事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉕欄の金額</p> <p>㉚ 「事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉖欄の金額</p> <p>㉛ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉗欄の金額</p> <p>㉜ 「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉘欄の金額</p> <p>㉝ 「復興集積産業区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉙欄の金額</p> <p>2 提出先</p> <p>納稅地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第 10 条の 6</p>	<p>個⑥067-1 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 6 に規定する所得税の額から控除される特別控除額の特例の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この控除は、事業を廃止した年分については受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「第 1 号」欄の「総額」には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」には特別試験研究費に係るものを記載します。</p> <p>(2) 「所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「所得税額超過額④」の金額が控除可能期間（措法第 10 条の 7 第 1 項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。</p> <p>(3) 「旧第 8 号」の各欄は、平成 22 年改正前の租税特別措置法第 10 条の 6 に規定する情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に記載します。</p> <p>(4) 「本年控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。</p> <p>⑬ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑨欄の金額</p> <p>⑭ 「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額</p> <p>⑮ 「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑪欄の金額</p> <p>⑯ 「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額</p> <p>⑰ 「試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」⑬欄の金額</p> <p>⑱ 「エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額</p> <p>⑲ 「エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額</p> <p>⑳ 「エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑯欄の金額</p> <p>㉑ 「エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉒欄の金額</p> <p>㉒ 「エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉓欄の金額</p> <p>㉓ 「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉔欄の金額</p> <p>㉔ 「エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉕欄の金額</p> <p>㉕ 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉖欄の金額</p> <p>㉖ 「中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉗欄の金額</p> <p>㉗ 「事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉘欄の金額</p> <p>㉘ 「事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉙欄の金額</p> <p>㉙ 「事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉚欄の金額</p> <p>㉚ 「事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉛欄の金額</p> <p>㉛ 「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉜欄の金額</p> <p>㉜ 「沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉝欄の金額</p> <p>㉝ 「情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉞欄の金額</p> <p>㉞ 「情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の㉟欄の金額</p> <p>2 提出先</p> <p>納稅地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第 10 条の 6</p>